

平成26年度鳥取県DV対策等関係事業予算の概要

段階	区分	事業区分	補助/委託	事業内容	対象経費(基準額)	H26 予算額	財源	
相談	相談	夜間休日電話相談	補助	平日夜間及び休日の相談(365日)を実施する民間支援団体等へ助成	・人件費:7,200円/日 ・事務費:12,000円/月	3,643	単県	
		電話相談対応	補助	DV被害者等及び法対象外被害者がDV被害等からの相談対応に関する経費を助成	・600円/件	300	単県	
	避難	シェルターへの避難経費	補助	被害者・同伴者が自宅から民間シェルター、警察等へ避難するために利用したタクシー及びハイヤーの運賃の助成	・実際に要した経費	0	単県	
		医療費	補助	被害者・同伴者が民間シェルター等へ入所する直前に受診した場合の医療費、入院費等の助成	・医療費:一人当たり 46,000円 ・個室料:1日当たり4,200円×日数 (生活保護受給前の医療費が対象)	138	単県	
一時保護	保護	婦人相談所一時保護所費	県	・要保護女子、DV被害者(同伴家族を含む。)を一時保護。	(参考)一時保護単価(円/月) 要保護女子等 56,100 幼児分 43,700 乳児分 38,900	12,321	国1/2	
			委託	・DV被害者(同伴家族を含む。)の一時保護を民間シェルター等に委託。 ・売春防止法に基づく要保護女子の一時保護を民間シェルターに委託。(H23から、恋人からの暴力被害者の一時保護委託が可能とされた。)	(参考)一時保護委託単価(円/月) H26単価改正 14日以内 14日超 本人 7,730 7,570 同伴児(乳幼児) 4,450 4,450 同伴児(児童) 2,450 2,450 同伴者 2,000 1,850	13,484	国1/2	
		DV防止法対象外の被害者保護	補助	配偶者以外の者(親、兄弟等)からの暴力被害者(同伴家族を含む。)を一時保護	・2週間以内 ・上記「一時保護委託単価」と同水準の額を助成。	462	単県	
		シェルター体制整備	補助	民間支援団体等がシェルターとして利用するために借り上げたアパート家賃の助成	・敷金、礼金等: 150,000円/部屋 ・家賃:50,000円/月	1,350	単県	
	自立支援	夜間警備体制	補助	民間シェルターの防犯カメラ付警備委託費への助成	・実際に要した経費	227	単県	
		同行支援費(入所中)	補助	シェルター入所中の関係機関等への同行支援に要する交通費、通信運搬費等の助成	・要した経費の3/4 (限度額)170,000円/年	510	単県	
		通訳経費	補助	外国人被害者対応のための通訳雇上費の助成	・10,000円/回	0	単県	
		託児支援費	補助	就職活動等のために同伴乳幼児を託児所等に預ける場合の経費を助成	・5,000円/回(1世帯当たり上限5回)	100	単県	
		学習ボランティア活用費用	委託	婦人相談所で一時保護中の被害者の同伴児童に対する学習ボランティアによる学習支援を委託実施	<限度額> (報酬)2,540円/時間(52時間まで) (旅費)実費と750円のいずれか低い額/回(26回まで)	116	単県	
			補助	民間シェルターで一時保護中の被害者の同伴児童に対する学習ボランティアによる学習支援を実施する経費を助成	・報酬 2,540円/時間(52時間まで) ・旅費 実費と750円のいずれか低い額/回(26回まで)	266	単県	
	保護命令手続き費用	県	一時保護中の被害者が裁判所に保護命令の申立てを行う費用の助成	・8,000円/件(申立手続に必要な経費のみ)	80	単県		
		補助			144	単県		
	退所後	自立支援	住宅家賃	県	被害者が婦人相談所の一時保護所一を退所し、自立するために借り上げた住宅家賃等の助成	単身世帯 複数世帯 敷金・礼金等 72,000円 92,000円	920	単県
				補助	被害者がシェルターを退所し、自立するために借り上げた住宅家賃等の助成	家賃 36,000円×3月 46,000円×3月	2,070	単県
ステップハウス		委託	一時保護から自立に向けて一定期間の継続的な支援が必要な被害者に対し、精神的ケアや生活指導等を行う場としてアパートを借上げ、指導員、心理療法職員による支援を実施 ・運営:社会福祉法人へ委託 ・部屋数:8室(うち1室は事務室兼面談室) ・対象者:単身等で母子生活支援施設に入所できない者 ・入所期間:概ね1年以内	<委託料限度額> (人件費) 9,082千円 (事務費) ・家賃: 5,280千円 ・その他: 776千円	15,138	支え愛基金		
同行支援、代行支援、対面相談対応		補助	DV被害者等及び法対象外被害者が関係機関への各種手続き等に関する同行支援・代行支援にかかる経費の助成 ※一時保護所退所者のみでなく、広くDV被害者等に対する経費を対象とする	・6,150円/日	3,075	単県		
保証人の確保		県	被害者の保証人となったシェルター等の施設長の損失を補てんすることにより、就職や住宅入居に必要な保証人を確保	・補てん限度額(児童養護担当所管) 就職: 300,000円 住宅: 200,000円 借入: 300,000円	800	単県		
その他	研修・体制整備	民間スタッフ養成経費	補助	民間支援スタッフの養成や資質向上のための研修会の開催及び県外の専門研修受講経費の助成	・研修会開催:要した経費の1/2 (1団体当たり上限125,000円) ・研修会受講:要した経費の1/2 (1団体当たり上限90,000円)	395	単県	
		DV被害者等支援体制強化事業	県	・民間団体スタッフを対象としたケース検討会を実施。 ・精神科医や臨床心理士等による配偶者暴力相談支援センター職員等の二次受傷及び燃え尽き防止のための心のケアを実施。 ・DV被害者に対し、相互作用的な自己理解や問題解決への変容を促すため、専門家によるグループカウンセリングを実施		1,349	単県	
		DV加害者相談事業	県	加害者電話相談窓口の設置 (毎月第3金曜18:00-21:00 0857-22-7867)	@5,500円×2時間	257	単県	
		DV相談通訳支援体制整備事業	県	外国人DV被害者の通訳を養成するための研修会の実施	・謝礼1万円/1回 16名登録	167	国1/2	
		心理学的指導体制強化事業	県	中部中心と女性の相談室に心理療法担当職員を配置(人件費)		3,094	単県	
		DV関係機関連携強化事業	県	・DV防止関係機関連絡会の開催 ・一時保護機関等による事例検討会の開催		883	国1/2	
		支援者研修事業	県	・県、市町村窓口職員、民生児童委員等を対象にした研修会の開催 ・DV加害者電話相談を受ける相談員養成研修の実施		653	国1/2	
		婦人相談所費	県	婦人相談所の運営に係る経費	・婦人相談員の設置	6,726	国1/2	
		啓発	DV予防啓発支援員活動事業	委託	DV予防啓発支援員を地域や学校等での研修会に派遣。		2,882	単県
			DV防止啓発活動事業	県	・該当キャンペーン、メディア広報等 ・市町村や企業等が実施する研修に講師として県職員等を派遣		239	単県
(合計)						71,789		